

幼稚園保育料(利用者負担額)について

幼稚園保育料(利用者負担額)についてお知らせします。

【市立幼稚園保育料（利用者負担額）】

区分（所得階層）	保育料（月額）		
	第1子(※1)	第2子(※1)	第3子(※2)
1 生活保護世帯	0円	0円	0円
2 市民税所得割非課税世帯	3,000円	0円	0円
ひとり親世帯等(※3)	0円	0円	0円
3 市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	5,500円	2,750円	0円
ひとり親世帯等(※3)	3,000円	0円	0円
4 市民税所得割課税額 211,200円以下の世帯	6,100円	3,050円	0円
5 市民税所得割課税額 211,201円以上の世帯	6,100円	3,050円	0円

【私立幼稚園保育料（利用者負担額）】

区分（所得階層）	保育料（月額）		
	第1子(※1)	第2子(※1)	第3子(※2)
1 生活保護世帯	0円	0円	0円
2 市民税所得割非課税世帯	3,000円	0円	0円
ひとり親世帯等(※3)	0円	0円	0円
3 市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	5,500円	2,750円	0円
ひとり親世帯等(※3)	3,000円	0円	0円
4 市民税所得割課税額 211,200円以下の世帯	13,000円	6,500円	0円
5 市民税所得割課税額 211,201円以上の世帯	18,000円	9,000円	0円

※1：小学校3年生までの範囲で1番目の子を第1子、2番目の子を第2子とカウントします。

※2：18歳未満の子どもの範囲で3番目以降の子は第3子とカウントします。

〔※1・2について、区分2・3の市民税所得割課税額77,100円以下の世帯は、子どもの年齢にかかわらず、生計を一にしている子どもの範囲で年長の子から順にカウントします。〕

※3：ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯（申請が必要です。）

幼稚園保育料(利用者負担額)は年度途中で変更となる場合がありますので、下記に該当する場合には福祉課子育て支援班までご連絡ください。

- ① 結婚や離婚等により家族構成が変わった場合
- ② 税金の修正申告等により市民税所得割額が変わった場合
- ③ 児童扶養手当を受給するようになった場合
- ④ 同じ世帯の人が障害児(者)の認定を受けた場合

また、幼稚園保育料(利用者負担額)の納付が困難となった場合や、幼稚園保育料(利用者負担額)についてのお問い合わせは、福祉課子育て支援班までご連絡ください。

◎平成29年4月から幼稚園保育料のお問合せ先が学校教育課学務班から“福祉課子育て支援班”へ変更となりました。

(お問い合わせ先) 匠瑛市役所 福祉課 子育て支援班

TEL:0479-73-0096 FAX:0479-72-1116